

《資 料》

ジャック・コンブレ「相続処理におけるフランス
公証人の役割：相続登記未了問題解決のために」

ジャック・コンブレ
(フランス名誉公証人, 公証人全国大会名誉議長)

小 柳 春 一 郎 (訳)

はじめに (コンブレ論文の意義)

本稿は、フランスで43年の経験を有するジャック・コンブレ名誉公証人 (Maître Jacques Combret, notaire honoraire) の寄稿論文Le rôle du notaire dans le règlement d'une successionの翻訳であり、その目的は、日本における相続登記未了問題解決への示唆を得ることにある。翻訳の題は、(日本ではなく) フランスの公証人の役割に関する記述であり、また、その目的が日本の相続登記未了問題への示唆にあることを明示するために、「相続処理におけるフランス公証人の役割：相続登記未了問題解決のために」とした。

相続登記未了問題とは、相続があってもその後相続登記が行われず、所有権などについて被相続人名義のまま放置される問題であり、登記記録上の所有者と実態が乖離することになる(2代にわたる相続登記未了があり、登記記録上の所有者が被相続人の親であることもある)。この問題は、災害復興や空地空家での所有者不明問題と関係することから近時関心を呼んでおり、相続登記を進捗させることが必要だとされているが、その場合に、登記を対抗要件とする日本法(民法177条)の母国がフランスであることから、フランスの制度とりわけフランスの公証人の役割が注目されている。

日本の学説では、相続と登記について、「公証人慣行」が重要であると指摘しつつ、「相続開始後短期間で遺産分割手続を進める公証人慣行のような法的保障がないため、長期間の遺産共有状態が続きうることになり、実際に死者が名義人となったままの不動産が数多く存在する」日本法の状況は問題だとの指

摘がある(水野紀子「日本相続法の現状と課題」論究ジュリスト10号(2014年)100頁,また,「シンポジウム:現代相続法の課題」私法77号(2015年)64頁〔加賀山茂発言〕)。

更に,相続と登記に関連して,フランスでは相続税の問題が意義を持つとして,「フランス法では,契約による所有権の移転だけでなく,相続による物権変動などについても,税の申告義務と登記申請とが密接に関連づけられているので,実際には,登記のない不動産物権変動はそれほど多くないと推測される」(鎌田薫,寺田逸郎編『新基本法コンメンタール 不動産登記法』(日本評論社,2010年)3頁〔鎌田薫〕)との指摘もある。

日本の相続登記未了問題について検討するには,相続人資格証拠,登記,相続税などが複雑に関連するフランスの相続処理における公証人(notaire)の役割についての検討が有益である。先の,水野論文との関連で言えば,本稿は,「公証人慣行」の具体的な姿をフランス公証人自らが述べるものであり,鎌田論文との関連では,本稿は,「税の申告義務と登記申請」の関連を明らかにするものになる。

論文の翻訳の前提として,ジャック・コンブレ公証人について紹介した後に(⇒(1)),本論文の課題であるフランスにおける相続と公証人の関連について述べ(⇒(2)),とりわけ公証人の関与する3つの書類(相続人資格証拠,相続税務,相続登記)の特徴を論ずる(⇒(3))。

(1) コンブレ公証人

コンブレ公証人は,①公証実務において豊富な経験を有し,②公証法学についての貢献でも著名であり,③その事務所が人口減少問題とも無縁でないフランス田園地帯に存在し,④来日や日本法学者との交流により日本法の問題状況についても認識を深めている。フランスの公証人は数多いが,以上の条件を揃えた公証人は希少と考えられ,この問題に関する論文の著者として得難い存在である。

①実務経験の豊富さについてである。ジャック・コンブレ公証人は,パリ大



写真1 コンブレ公証人(右)と筆者(2015年9月1日、フランス国務院大階段にて)

学法学部(パリ大学分割前)を卒業し、公証人の資格を得た後、フランス南部アヴェイロン(Aveyron)県の県邑(県庁所在地)であるロデーズ(Rodez、人口約2万5千人)の公証人事務所で43年の公証実務の経験を有する。

コンブレ公証人は、2014年度大陸法財団寄付講座(慶応義塾大学法科大学院)『『四苦』と民法：現代の生活と法』での講演記録である、ジャック・コンブレ(山城一真)訳「古い：古いのもたらず影響、古いへの備え」慶應法学32号(2015年)114頁で次のように述べている。

「この点に関する私の考察が、足かけ43年にわたって私が取り組んできた仕事、つまり公証人業務の影響を受けているであらうことは、疑いようのないところである。それは、大学教育および専門職教育のために私が従事してきた活動とはまったく異なるものである。

フランスの公証人は、公務員であって、司法大臣によって任命される。公証人は、フランス領土全域において、市民のためにその活動を行う。公証人は、国民にとって身近な法律家としてまさに唯一のものであり、どんな僻地においても探し出すことができる。公証人は、弁護士をはじめとする他の法律専門職と並んで、争訟に関わらない事務を扱う。その特権的な活動領域としては、いつの時代にあっても、家族法の分野を挙げることができる。公証人は、しばしば、家族の助言者であり、その腹心であり、より一般的にいえば家族の平和の守り手だといわれるのである。」

フランスの公証人は、公務員であって、司法大臣によって任命される。公証人は、フランス領土全域において、市民のためにその活動を行う。公証人は、国民にとって身近な法律家としてまさに唯一のものであり、どんな僻地においても探し出すことができる。公証人は、弁護士をはじめとする他の法律専門職と並んで、争訟に関わらない事務を扱う。その特権的な活動領域としては、いつの時代にあっても、家族法の分野を挙げることができる。公証人は、しばしば、家族の助言者であり、その腹心であり、より一般的にいえば家族の平和の守り手だといわれるのである。」

②公証法学への貢献及び学識についてである。コンブレ公証人は、フランスにおける公証人全国大会(Congrès des notaires)の議長経験者であり、また数々の国際的公証人大会の報告者である。特に、公証人全国大会について述べると、フランスの公証人は、毎年公証人全国大会を開催し、参加者は、4,000人にも及ぶ。この公証人全国大会自体は、100年以上の歴史を有する。“100 Congrès

Pour Un Code civil 1891-2004” (2004) 17頁 (同書は、コンプレ公証人が筆者に恵与された。)によると第1回は、1891年のグルノーブル大会であり、当時の参加者は56人であった。1951年(第50回大会)からは、特定の1テーマを選び、それについて、公証実務との関係から問題点を包括的に検討し、立法提案を行うものとなった。大会には司法大臣が参加する場合も多く、そこでの立法提案は、実際の立法へとしばしば結実している。公証人全国大会において、議長役割は重要であり、テーマ、報告者の選択、報告書の編集、アドバイザー(大学教授)の選択などにも及ぶ。各大会の準備は、2年前から開始され、その立法提案及び問題分析(1,000頁に及ぶのが通例である)は公刊される。

コンプレ公証人は、脆弱者(Les personnes vulnérables)をテーマとした2006年のストラスブール大会で議長を務め、その立法提案は、2007年の成年者保護法(成年後見法)大改正に結実した(LOI n° 2007-308 du 5 mars 2007, その内容については、前掲「老い:老いのもたらす影響, 老いへの備え」参照)。2006年ストラスブール大会の記録は、Congrès des notaires de France, “Les personnes vulnérables Strasbourg 21/24 mai 2006,” Rapport 102°である。その際になされた改正提案については、Compte rendu travaux des commissionsを参照されたい。

2006年公証人全国大会は、数ある公証人全国大会でも重要視されている。公証人全国大会を紹介するフランス公証人高等評議会のインターネットサイトは、フランス公証人全国大会での立法提案が法律に採用された例を数多く紹介し、そのなかでも代表的なものを5つ上げている。そして、そのひとつが、コンプレ公証人が議長であった2006年ストラスブール大会である(<http://www.congresdesnotaires.fr/fr/le-congres/propos/>)。

③業務を行う地域についてである。コンプレ公証人の事務所のあるロデーズは、フランス南部の大都市トゥールーズから鉄道により約2時間程度で到着する。ロデーズ都市圏は、14万人の人口である(<http://www.insee.fr/fr/ppp/bases-de-donnees/recensement/populations-legales/departement.asp?dep=12>)。近くには、ロデーズ空港も存在するが、そこからロデーズまではバス等の公共交通手段はない。ロデーズのあるアヴェイロン県は、2011年の

人口が約28万人であるが、1800年代はじめには人口40万人を数えていたのであり、緩やかな流れとしては人口減少傾向にあり（最近は持ち直しつつある）。それゆえ、日本における人口減少や高齢化については、同地の公証実務とも関連する。

コンプレ公証人の事務所は、ロデーズの中心部であるカテドラルや市庁舎に近いところに位置し、6人の公証人、3つの待合室を備えている（いわゆる自社ビル）。これは、コンプレ公証人が実務家としても成功し、高い評価を得ていることの証拠である。事務所は、単独の建物であり、その建物自体も大きなもので（入り口には車いす用のエレベータもある）、地下1階の書庫を入れると、4階建ての建物を全て使用する。事務所の歴史は、100年を超えているが、そのことは、事務所が過去の相当期間にわたり関連書類を所蔵していることになり、これは依頼者、公証人双方にとって利益になりうる。フランスの公証人事務所は、しばしばその看板に、前任者の公証人の名前を記しているが、それは、単にその事務所が歴史を有する名門であることを誇るのみならず、前任者等の公証人が関与した文書（例えば被相続人が不動産を相続した時の文書や被相続人の夫婦財産契約書）が当該事務所に存在する



写真2 コンプレ公証人の事務所



写真3 事務所の執務室

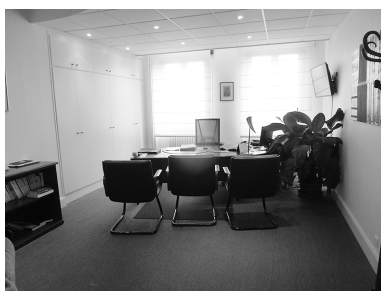


写真4 執務室

ことを意味し、その場合は、依頼者、公証人双方が文書、記録収集等を迅速、正確になすことが可能となる。これに関連して、公証人事務所が閉鎖される場合には、それまで作成された文書の管理が不十分になる場合があると指摘する文献もある (Daniel Polverelli, *Les particularismes liés à la transmission du patrimoine immobilier en Corse*, 2011, p. 83)。

しばしば、《公証人職は、父子相伝である》という「伝説」があり、これが公証人職の閉鎖性を示すものとして批判されるが、父子相伝にも効用がある。例えば、公証人がそうした「伝説」に基づく批判を受けていることは、後述のマクロン法を批判して、フランス公証人高等評議会のインターネットサイトで、「BERCY A TOUT FAUX (経済産業省 (マクロン大臣) は、全て誤っている)」と述べつつ、その中で、「les notaires sont des enfants de notaires: faux! (今の公証人は、公証人の子だと言っている。誤りだ)」としている (<http://www.notaires.fr/fr/actualit%C3%A9/bercy-tout-faux>)。実際には、現在の公証人の多くは、父子相伝ではないようであるが、文書の保存、管理が重要なフランスの公証人の場合は、父子相伝が業務進行には有益な場合があることになる。なお、コンプレ公証人の事務所は、フランス第1の公証人事務所ネットワークである Le Groupe Monassierにも加入している (<http://www.monassier.com/>)。

④日本との関係についてである。先に述べたように、コンプレ公証人は2014年に来日し、講演を行い、その際に筆者も知遇を得た。その後、2015年9月1日から3日までフランス、パリのコンセイユ・デタ (国務院) 及びパリ大学で開催された日仏法学研究集会では、初日である9月1日の最終報告者でもあり、同公証人はこれらの機会に多数の日本の学者、実務家と知り合い、日本法の問題状況についても、認識を深めている。また、筆者は、2015年5月に、ロデーズのコンプレ公証人事務所を訪問し、現地において同公証人の業務のあり方について指導を得るのみならず、日本の状況について情報を提供した。

以上のように、コンプレ公証人は、実務経験が豊富であり (43年)、公証法学への貢献でも著名であり (重要なフランス公証人大会議長経験者)、また農村部の公証実務を知悉し (南仏ロデーズの事務所)、日本法への問題意識も持っている (日仏法学研究集会)。このコンプレ公証人により、フランス公証人相

統においてフランス公証人がどのような役割を果たしているかを明らかにすることは、相続登記未了問題に悩む日本法にとっても有益な知見となる。

(2) 相続登記未了問題とフランス公証実務

日本における相続登記未了問題は、最近注目を集めるようになってきている。この点について、「相続登記の放置（相続未登記）の実態を裏付けるものの1つに、基礎自治体における固定資産税の『死亡者課税』がある。……人口約7万人のある市では、固定資産税の課税対象者約4万人（2012年度）に占める死亡者課税の比率は11%」との指摘がある（吉原祥子「土地の所有者不明化の実態把握に向けて」（<http://www.tkfd.or.jp/research/people/detail.php?id=36>）。また、里村美喜夫＝今川嘉典＝山内鉄夫「【鼎談】実態を伴わない登記をめぐる諸問題と司法書士の役割」市民と法88号（2014年））。

これは、そもそも、不動産登記制度自体が、主として売買や抵当権設定等の対抗問題を解決するために発達したということが関連する。不登法1条が、同法の目的を「不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資すること」と規定するように、取引の安全円滑が不動産登記制度の中心的課題である。不動産登記が不動産物権変動の対抗要件である以上（民法177条）、「権利関係の変動を登記するかどうかは当事者の自由だから、真実の権利関係と登記の記載の一致しないことを防止する方法はない」のであり（我妻榮『物権法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店、1952年）63頁 [94]）、実体法上の所有者と登記上の名義人の不一致は制度上予定されている。しかも、相続については、共同相続した不動産について、相続人は、第三者に対して「自己の持分を登記なくして対抗できる」から（最判昭和38年2月22日民集17巻1号235頁）、相続登記がなくても自己の持分については保護がある。

とはいえ、この登記と実態の乖離は、災害復興や空地空家問題への対応において多くの実際上の困難をもたらしている（さしあたり、拙稿「土地の公示制度の課題：取引安全円滑と情報基盤」論究ジュリスト14号（2015年））。これは、

土地の登記制度について、取引安全だけでなく、土地についての情報基盤としての役割が求められるようになってきていることが関連する。

フランスの相続登記と公証人の関係については、既に日本でも優れた研究がある。まず、登記制度を中心として、星野英一「フランスにおける不動産物権公示制度の沿革」『民法論集第2巻』（有斐閣、1970年、特に）や滝沢幸代『物権変動の理論』（有斐閣、1987年、特に122、132頁）がある。また、相続登記における公証人の役割、さらにそれと相続税申告などとの関連は、松尾知子「相続人資格証明制度の諸相——ドイツ／フランス法の対応」公証法学34号（2004年）特に71頁以下、金子敬明「相続財産の重層性をめぐって(5)」法学協会雑誌121巻6号（2004年）44頁以下、同「相続財産論」吉田克己＝片山直也編『財の多様化と民法学』（商事法務、2014年）特に741-744頁、今村与一「意思主義と不動産公示（続々・完）日本法の現状と将来」横浜法学23巻3号（2015年）99-105頁が詳細に明らかにしている。

近時の「各国の相続法制に関する調査研究業務報告書 平成26年10月 公益社団法人 商事法務研究会」監修大村敦志、〔執筆〕幡野弘樹・宮本誠子（<http://www.moj.go.jp/content/001128517.pdf>）37頁は、次のように述べている。

「フランスの相続においては、日常生じる法的問題の処理にあたる職業的法律家として、公証人notaire の役割が非常に重要である。公証人は、公務員ではなく、公務担当者 officier public(公署官ともいう)である。当事者からの依頼を受けて仕事をし、報酬を得てはいるが、公務担当者であるために、依頼者の利益を実現するのではなく、中立性 neutralité の義務を負う。当事者に対しては、公正で公平な助言conseil désintéressé et impartial をしなければならない。公証人の、伝統的で基本的な仕事は、公署証書 acte authentique を作成することである。公署証書は、これを作成する権限を有する公務担当者が、必要とされる厳格な方式をもって作成した証書であり（1317条）、そのうち、公証人が作成した公署証書は、特に公証証書 acte notariéと呼ばれる。

公証人には公証権限 mission d'authentification があり、証書を作成するにあたり、当然に、調査・通告しなければならない。公証人に、公正で公

平な助言をする義務が課されるのは、公証権限を有するからである。公証人に助言義務を課すことで、法律行為をなすのは当事者自身であるのに、その法律行為の有効性と実効性を公証人に担保させることが可能となっている当事者が話し合いを終えて、公証人に証書の作成のみを依頼することもあるが、そのような場合でも、公証人には、助言義務の延長として、調整する義務 *devoir de conciliation* が課される。通常は、あらかじめ公証人に相談することが多く、公証人は紛争予防の役割も果たしている。」

「フランスでは、家族の財産に関してあらゆる局面に公証人が関与している。夫婦財産契約の締結、遺言書の作成など、重要な法律行為をなす場合には、必ず公証人に相談に行く習慣がある。相続財産（遺産）の処理にも多くの場合に公証人が関与している。相続財産に不動産が含まれている場合、遺言がある場合、被相続人が生前贈与をしていた場合には、必ず、公証人を関与させなければならない。

相続の場面において、公証人は、①被相続人の家族状況、資産状況を明らかにし、②相続税の申告書を作成して、支払わせ、③遺産分割がなされるまでの間、相続財産（遺産）を管理し、④遺産分割を行う。④では、遺産に含まれる積極財産・消極財産の額を確定させ、積極財産から消極財産を差し引いた「純益」を算出し、恵与の持戻しや遺留分減殺もあらかじめ考慮しておいて、最終的に残った額を各相続人等に分配するという役割を果たす。」

相続登記問題は、相続、登記、相続税申告などの制度が相互に関連し、実務、実態が重要であり、経験・学識豊かなフランス公証人自らにこの問題について総括的に述べてもらうことは日本法の改善のために価値がある。以上に引用した日本の業績から、フランスの公証人が相続処理でどのような役割を果たしているかを知ることができるが、本稿は、これを公証人の事務を時系列で述べ、明確な形で裏付けるものになる。

- (3) 本論文の意義：公証人と3種の書類（相続人資格証拠，相続税務，相続登記）

あらかじめ，注目すべき点を述べれば，日本法の相続の場合，①市町村役所（戸籍部局）や公証人役場等での相続人・受遺者調査（行政書士，公証人の関与），②相続税申告（税理士の関与），③相続登記（司法書士の関与）の事務があるが，フランスの公証人は，①では（相続人資格証拠のための）公知証書（acte de notoriété），②では（税務のための）相続申告書（déclaration de succession），③では（登記のための）公証人確認書（attestation notariée）を作成する。この点について，後に見るように，コンプレ公証人は次のように述べている。

「租税法上の義務として，相続人は，（税務のための）相続申告書（déclarations de succession）提出義務があり，この申告書は相続人本人が作成可能であるが，しかし，統計が示すところでは，今日その大多数は，公証人により作成されている。相続処理においては，（相続人資格証拠のための）公知証書（acte de notoriété）作成が必要であるが，その場合には，公証人の手を煩わすことが實際上必要になっている。また，相続財産中の積極財産に不動産がある場合には，不動産登記法上，被相続人から所有権移転を公示する（登記のための）公証人確認書（attestation de propriété）作成が必須であるが，ここでは公証人の関与は法律上義務づけられている。」

表1 公証人の作成する文書

作成すべき文書	機能	法律上の根拠
①acte de notoriété	相続人資格証拠	民法典730-1条
②déclaration de succession	相続税務	租税一般法典641条
③attestation notariée又は attestation de propriété	不動産登記	1955年1月4日登記デクレ28条3号

①のacte de notoriétéは、フランス民法典730-1条が規定している(730-1条「相続人の資格の証拠(La preuve de la qualité d'héritier)は、公証人が、一人又は複数の承継人の依頼に基づいて作成するacte de notoriétéにより提供しうる」)。acte de notoriétéをそのまま訳すと、公知証書になり、これは適切な訳語であるが(山口俊雄『フランス法辞典』はこの訳語を用いる)、ここでは、先に引用した民法典730-1条が「相続人の資格の証拠」に関する条文であることに着目して、その度毎に「(相続人資格証拠のための)公知証書」と訳す。これにより、例えば、取得時効についての公知証書(acte de notoriété acquisitive, 林田光弘「取得時効の要件となる占有の客観的要素(1) — フランス法を素材として」法学雑誌(市大)61巻1・2号(2015年)267頁)と区別できる。notoriété(公知)の言葉が使われているのは、それがかつては、証人の証言を引用することが一般的であったことと関連する。その作成は、他の機関によることも可能だが、コンプレ公証人は、公証人の手を煩わすことが多くの場合必要になっていると述べている。この言葉は、43年の経験に裏付けられているだけに、意義がある。

②のdéclaration de successionは、租税一般法典(Code général des impôts)641条等が規定している(641条「相続人、受遺者、遺贈受遺者が、被相続人の死亡により受け取り、取得した財産について行うべき申告(déclarations)の届出期限は、被相続人がフランス本土で死亡した場合には、6ヶ月、そうでない場合には1年である。」また同800条)。déclaration de successionをそのまま訳すと相続申告書になるが、これでは、その書類が税務署への提出書類であり、相続税(droits de succession, フランスの正式の用語は無償移転税Les droits de mutation à titre gratuit, 租税一般法典777条)に関連していることを明確に示すことができない。この書類の税務上の意義をはっきりさせるため、本稿は、「(税務のための)相続申告書」と訳す。「税務」というほかした訳語を用いるのは、相続税支払義務のない場合でも、相続財産中に(消極財産の控除はせずに)積極財産が5万ユーロ(1ユーロ135円で換算すると675万円)があれば、同申告書の提出が原則として義務づけられていること(それ故、フランスでは(税務のための)相続申告書提出は、1994年代

で死亡の約60%，2000年では3分の2であり，高い割合である（Luc Arrondel, «Transmission du patrimoine et impôt successoral. L'impact sur les transferts entre générations», Informations sociales n° 134, 2006, p. 45)), 相続税支払のない場合の申告書を相続税のための申告書と訳すのは，必ずしも適切と言いがたいと考えたことによる。(税務のための)相続申告書(déclarations de succession)提出義務を負うのは，相続人であるが，コンプレ公証人は，公証人が関与することが非常に多いと述べている。

フランスは，18世紀終わりから，相続に包括的課税を始めた。現在でも，相続税申告がない場合でも，原則として，相続申告書提出義務を課することは，そうしたフランスの伝統と関連する。近時話題となったトマ・ピケティ著山形浩生・守岡桜・森本正史訳『21世紀の資本』（みすず書房，2014年）351頁は，「富の格差とその歴史の変遷」を「相続記録」により検証し，中でもフランスに注目している。それは，「フランスが18世紀末から現在までの富の分配を継続的に検証可能な，本当の意味での均質な歴史的情報源が存在する唯一の国だからだ。貴族に対する税制上の優遇が廃止された直後の1791年，相続税と贈与税が財産登記簿とともに確立された」ことによる。この相続課税は，「三つの意味で普遍性」を有していた。第1は，不動産，現金，公債など「あらゆる形態の財産に適用された」こと，第2は，貴族平民をとわず「すべての人に適用された」こと，第3は，「大小問わずあらゆる大きさの財産に適用された」ことである。この結果，「あらゆる意味において，フランスの相続記録は，2世紀にわたる富の蓄積と分配について，並外れて豊富で詳細な見識を与えてくれる」（同訳書353頁）ことになる（以下，小柳注……なお，ピケティの言う「1791年」創設とは，1790年12月5-9日法律loi du 5-19 décembre 1790第15条に基づき，登録税務署（la Régie des droits d'enregistrement）が1791年に創設されたことを意味していると考えられる。一般的には，現在のフランス相続税の直接の基礎は，1798年法（loi du 22 frimaire an VII（12 décembre 1798）sur l'enregistrement）とされる。また先述訳文中の「財産登記簿」であるが，フランス語原文は，un système d'enregistrement des patrimoines（Thomas Piketty, Le capital au XXI^e siècle, 2013, p.538）であり，「財産についての登録

(「税支払」制度)が一般的な訳語と考えられる。「登記」と訳すと、1855年不動産登記法 (loi du 23 mars 1855 sur la transcription en matière hypothécaire) と混同が生ずる。)

③の *attestation notariée* (又は *attestation de propriété*) は、1955年1月4日登記デクレ28条3号が規定する (28条「以下のものが不動産所在地の登記所に公示されなければならない。……3号 Les attestations notariées であって、死亡を原因とする不動産物権の移転及び創設を確認するために本デクレ29条に従って作成されるもの」)。ここでの *Les attestations notariées* は、相続による所有権等の移転を不動産公示制度に反映させるための書類である。そこで、「(登記のための) 公証人確認書」と訳すことにする (星野前掲書127頁の「公証人の確認書 (*attestations notariée*)」の訳に基本的に従った)。相続登記に関して、相続財産中に不動産がある場合には、被相続人からの所有権移転を公示する (登記のための) 公証人確認書 (*attestation notariée*) 作成が必要であるが、これについては公証人の関与は法律上必須である。

以上のように、フランスでは、①相続人資格証拠、②相続税務、③相続登記の事務が、公証人に集中し、いわばワンストップ・サービスになっている。そして、そのことが、一連の書類作成を容易にし、③の相続登記の進捗に良い影響を与えている。また、①の書類作成の際に、②、③の書類作成が必要なことも公証人から告知される。この仕組みは、日本法とは大きく異なるようにも見えるが、司法書士、公証人、税理士などの連携があれば類似の仕組みも不可能でないとも考えられる。

もっとも、公証人 (又は法律専門家) 関与が法律上必須なのは、③だけであり、しかも、公証人は、①、②、③のいずれについても職権では関与できないから、フランスにおける実態の調査、研究は今後も必要であり、また有益である。コンブレ公証人は、フランスでも、日本のように、相続登記未了問題を抱え、不動産保有税の死亡者課税が相当の割合で存在する地域 (コルシカ) も存在することを筆者に指摘している (公的機関の報告書として、Groupe de Travail sur les conséquences de la décision du Conseil constitutionnel en matière de droits de succession en Corse, *Éléments de diagnostic sur les*

conséquences de la décision du conseil constitutionnel du 29 décembre 2012 en matière de droits de succession en Corse, 2013, (<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/134000819.pdf>)。同報告書は、コルシカで不動産混乱 (désordre foncier) と呼ばれる状況が生じた主な理由として、②の (税務のための) 相続申告書提出義務懈怠の場合の制裁が、コルシカでは例外的に免除されていたことを指摘している (p. 17)。コルシカの例外的扱いは、2012年12月29日の憲法院判決で違憲 (平等原則違反) とされ、対応が必要になっているなど、今後も検討が必要である。なお、筆者はコルシカ島での登記未了問題解決のための公的機関を2015年11月に訪ねており、この問題についても近稿を予定している。

翻訳相続処理におけるフランス公証人の役割

相続処理におけるフランス公証人の役割という問題について検討するため、問答形式で論ずる。最初に、フランス公証人とはどのような存在であるかについて論じ、次に、相続処理がどのように行なわれるか、そこでの公証人の役割は何かを述べる。

公証人とは何か？

遠い昔まで遡るまでもなく、フランス公証人の現在の地位は、革命暦11年風月25日法 (loi du 25 Ventôse an XI (16 mars 1803)) に基づく。そして、1945年11月2日オルドナンス (l'ordonnance n° 45-2590 du 2 novembre 1945) 1条は、次のように規定する。

「公証人は、公署官 (officiers publics) であり、その役割は、証書もしくは契約書——当事者が、公権力固有の証明力を与えなければならないもしくは証明力を与えることを望む証書もしくは契約書——を受理すること、または証書もしくは契約書に日付を与え、その保管をし、そして執行正本または謄本の交付をすることにある。¹⁾」

2014年7月22日付司法大臣認可 (J.O. du 1er août 2014) を受けた公証人全国会則は、以上の規定をそのまま引き継ぎつつ、次の文言を加えた。「公証人は、自然人及び法人の公法・私法の面における助言者であり、彼らの意思を公平に書面化する。公証人は、依頼者に、彼らが負う義務の範囲について認識をさせ、その約束を明確に記述し、その証書に公署証書としての性格を与え、ある場合には、執行証書としての性格を与える。公証人は、契約生活における道義性と安全性を確保する。公証人は、以上の公的任務を自由活動により行う²⁾。」

フランスには、現在9,700人の公証人がいる³⁾。その所在は、〔集中しているのではなく〕地域的に分散している。おおよそ公証人事務所は、6,000あり、事務所の75%は、法人である。そして、47,000人の従業員がいる。

公証人の活動を報酬別に見ると、不動産関連業務が50%、相続・贈与関連業務が26%、貸付関連業務が15%弱、企業関連業務が7%及び財産上の助言業務が7%である。これは、フランス全土での数字であるが、地域ごとに見ると異なっている。農村地域では、家族関連業務の占める部分が先の数字より大きくなるが、大都市地域では不動産関連業務の占める位置が大きい。企業関連業務は、すべての公証人が担当しているわけではないが、専らこれを取り扱う専門公証人が存在する。

注意すべきことがある。いわゆるマクロン法 (loi Macron, Loi n° 2015-990 du 6 août 2015 pour la croissance, l'activité et l'égalité des chances économiques, 参照、豊田透「フランス・経済改革を目指す『マクロン法』」外国の立法2015年8月号10頁、マクロンは担当大臣の名前) が近時制定さ

- 1) «grosses et expéditions」という旧時の用語法に代えて、最近定められた上記会則は、執行正本とか公正証書という今日的用語法を使っている。
- 2) 公証人の地位と性格についての詳細については、JurisClasseur notarial formulaire fasc 12 «NOTARIAT- statut- caractères»を参照。参考文献も、非常に詳細である。
- 3) 2015年1月1日現在では、9,651人である。この数字は、独立の公証人及び被用者としての公証人を含む。

れたことである。職業としての公証人のあり方が、言葉の真の意味での革命 (une véritable révolution) を経験しそうである。マクロン法は、多くの点で根本的変化をもたらそうとする。その内容は、公証人事務所の設置場所自由、事務所新設自由の拡張、他の法律専門職や会計専門家による公証人事務所への資本参加の容認、公証人事務所を営む法人の組織形態の自由化、公証人作成証書手数料の全面的見直しなどである。この改革が最終的に良い結果をもたらすかどうかについて、公証人は、多くの疑問を有している。政府と公証人代表の間には、大きな意見の対立があるからである⁴⁾。

日本の公証人と比べると、フランスの公証人の業務範囲は、はるかに大きい。そして、日本では司法書士が担当する仕事もその業務範囲としていえると考えられる。

フランス公証人についての、この短い紹介を終えるにあたり、一言つけ加える。フランス公証人の業務には、公証人が独占する独占業務と公証人が他の専門職と競合する競合業務とがある。競合業務は、企業に関連するものである。これに対して、公証人の独占業務は、不動産業務であり、不動産の物権変動 (有償名義、無償名義を問わない)、不動産担保、自由処分 (贈与、遺言)、また、家族法に関する一連の証書も公証人の独占下にある⁵⁾。

公証人は、フランス法制においてどのような地位を占めているか

私は、2006年の公証人全国大会で議長を務めたが、その基調講演の中でなぜ私が公証人の仕事を自分の仕事として選んだかを述べた。私は、1971年の夏に、私の生まれたアヴェイロン県にある小さな事務所で、公証人職務研修を受けていた。事務所は、非常に小さなものであり、公証人の執務

4) Loi n° 2015-990 du 6 août 2015 (JO 7 août 2015) 経済成長、活動と経済的チャンス
の平等のための法律 (loi pour la croissance, l'activité et l'égalité des chances
économiques) と呼ばれる。

5) 公証人の任務の詳細については、JurisClasseur notarial formulaire fasc 14
«NOTARIAT — Mission»

室の外には、大きな部屋があるだけで、その大きな部屋は、依頼者の待合室、公証人事務員の事務、研修生（私のことである。）の事務に使われていた。その時に、私は、次のことを発見した。依頼者は、非常に様々のことがらのために事務所に来ていたが、しかし、それは、全員、彼らの日常生活に関する問題であった。私は、そこで、公証人と依頼者とを日常的に結びつける関係とを意識するようになった。公証人は、依頼者の日常生活に対する重要な文書（家族に関する文書、財産に関する文書）の作成に関与していた。さらに、私が気づいたのは、公証人の業務が、争訟の外にいること、公証人は対立当事者の一方に立場に立つのではなく、また、裁判官のように裁判をするのでもないことである。

イレルール学部長の名著『公証学』は、次のように述べている。

「その機能、また、私法の観点から言えば、公証人は、一般人と彼らに適用される法を最初につなぐ存在である」。マロリー教授はまた、「公証人は、社会平和のための職である。そして、法律生活の重要な要素であり、それなくして社会の安定を保つことができない」。更に、大学者であるカタラ教授は、「公証人実務は極めて重要である、というのも、公証人が法を活かすのであり、公証人なくしては、暗黒が訪れることになるからである。」と述べている。

世界銀行は、一連のレポート«Doing Business»(Doing business 2004: Understanding regulation, Doing business 2005: Removing obstacles to growth, Doing Business 2006: Creating jobs)を公表したが、アンリ・カピタン協会は、これに対する批判的研究として、比較法協会と協力しつつ、「批判にさらされる大陸民事法の伝統」と題する著作を発表した (http://www.henricapitant.org/sites/default/files/Les_droits_de_tradition_civiliste_en_question.pdf)。アンリ・カピタン協会によるこの著作は、〔大陸民事法において〕法律の形成において実務家に多くの点が任されていることを、積極的に位置づけている。今日の契約実務が明日の法律を形成する。この点において、公証人は、弁護士と同様に、法形成の担い手の任務を果たしている。

公証人は、相続処理においてどのような役割を果たすか？

公証人は、相続処理の全ての場面で常に重要な役割を果たしている。ここで、再び、公証人が人々にどのように見られているかが分かる。公証人は、争訟の外にいる法律家であり、また、家族への伝統的な助言者である。それゆえ、一般の人々が、公証人に面会するのは、相続を準備し、予定する場合であり、また、親族死亡の後に、公証人に相続処理を依頼する場合である。租税法上の義務として、相続人は、(税務のための)相続申告書(déclarations de succession)提出義務があり、この申告書は相続人本人が作成可能であるが、しかし、統計が示すところでは、今日その大多数は、公証人により作成されている。

相続処理においては、(相続人資格証拠のための)公知証書(acte de notoriété)作成が必要であるが、その場合には、公証人の手を煩わすことが実際上必要になっている。また、相続財産中の積極財産に不動産がある場合には、不動産登記法上、被相続人からの所有権移転を公示する(登記のための)公証人確認書(attestation de propriété(コンプレ公証人の用語による。法文はattestation notariée))作成が必須であるが、ここでは公証人の関与は法律上義務づけられている。

相続の処理は、どのような経過をたどるか？

相続処理には、多くの段階があるが、いつも同じという訳ではない。どれだけの段階があるかは、その相続の程度と複雑さにより異なっている。

ここでは、時間を追って分析をすることにする。そして、時間順に、どのような証書が必要になるかを述べる。

最初の面談

一人または複数の相続人と公証人との接触は、しばしば、直接の面会・面談の約束から始まる。もっとも、様々な理由、例えば、依頼者が遠隔地にいるとか、時間がないという理由で、最初の接触は、場合によって、電話、メール更にはクラシックに書簡という形式でなされることもある。

相続開始は、公証人にとって、まず自らの職責を思い起こす機会である。それは、たとえ依頼者が公証人の職責を完全に了解していなくても同じである。公証人は、相続処理を書類の分析から開始する。

公証人は、手持ちの書類の中に、関連書類があるか、例えば、被相続人の所有権原書類、またはその財産に関する情報に関する書類、被相続人の家族構成、既にその事務所の手によって作成された贈与に関する書類があるか、公証人自らが被相続人に対し何か書類、助言、書簡を送っていないかを調べる。これに関しては、次のことが重要である。多くの依頼者は、日常用語でいうところの、「その家の公証人 (notaire de famille, かかりつけの公証人)」を有していることがある。その家の公証人 (かかりつけの公証人) は、ある公証人が被相続人またはその家族のために長年に亘り、仕事をしたことがある場合である。その公証人は、家族の全員を知っている、または、被相続人の主な財産について知っている。この場合は、その公証人は、家族の助言者であり、家族から信頼を受けている存在ということになる。とはいえ、依頼者が、公証人にとり新規依頼者である場合もしばしばである。しかし、信頼係数 (公証人と依頼者との信頼関係) は、少なくとも公証人がその職責を正しく果たしている限り、堅固なものである。

以上の調査の後、公証人は、依頼者に質問をし、依頼者とともに、一方では誰に相続財産が移転するかを明らかにするために人的側面について調査をし、他方では、相続財産について、それを構成する積極財産、消極財産のすべての面にわたり調査を行う。公証人は、面談・面会の終わりにあたって、またはそのすぐ後に、自分がまだ得ていない情報、相続人が提供すべき情報について要点一覧を作成する。

書類の要求

公証人は、次に、以上で得た情報を出発点としつつ、一連の調査及び書類・情報の請求を行う。その目的は、相続財産を誰が受け取るかの情報及び相続財産そのものの情報 (積極財産、消極財産) を確実なものとすることである。誰に相続財産が移転するか面に關して、いくつかの点を区別

しなければならない。

第1に行うべき区別は、簡単な相続と簡単でない相続である。簡単な相続とは、相続人が全員判明している場合である。簡単でない相続とは、相続人がはっきりしていない場合であり、最も極端な場合は、公証人事務所に書類は来たが、一人の相続人も判明しない場合である。

こういう極端なことがおこるのは、例えば、制限行為能力者が長い間後見等の保護制度の下にあり、しかも、何の家族関係もないという場合である。成年被後見人が死亡した後、書類が公証人に届けられる。この場合の公証人の任務は、届けられた書類が正確なものかを調査すること、また、書類が十分でない場合には、簡単な調査を行うことである。しかし、そうした一応の調査が成果をもたらさない場合もある。その場合には、公証人は、系譜専門家に調査を委ね、かれらが相続人調査を行うことになる。

第2に行うべき区別は、型通りの相続と型通りでない相続との区別である。型通りの相続とは、法定相続分そのままの場合である。型通りでない相続とは、法定相続分が部分的にまたは全面的に適用されない相続であり、遺言があるとか、配偶者間に死因贈与があるなどの場合である。

公証人は、この場合について、45年前から、「最終意思書類センター」を稼働させている。このセンターは、模範的に運営されており、便利かつ確実な組織である。このセンターは、公証人を通じて全国レベルで情報を収集している。そして、公証人が相続業務に関与する場合は、必ずセンターに問い合わせをし、被相続人死亡に関して何か処分行為がないかを明らかにする。公証人は、センターから遺言の存否について回答を得るが、存否について、(相続人資格証拠のための)公知証書に記載する。もしも遺言の存在が明らかになれば、公証人は、[センター記載の]遺言を預かっている公証人に問い合わせ、その書類の性質と内容を検討する。

一応の相続人調査をすると、公証人は、身分関係に関する証明書を要求することになる。それは、出生証書、婚姻証書、家族手帳のコピー等である。これは、被相続人及び相続人についてなされる。

財産面の調査

公証人は、知り得た銀行、金融機関に書面を送り、被相続人の口座残高、その財産ポートフォリオの詳細を調べ、また、年金基金に問い合わせ、相続にともなう支払について調べる。さらに、被相続人が出資している法人、非上場会社についても調査する。そして、商事裁判所書記を通じて、会社の現在の状況、商事登録機関での登録の抜粋、最近の貸借対照表などを入手する。相続の際には、職人財産、営業財産、自由職、農業の調査を行うことも必要になる場合がある。以上について、公証人は、所有権の証拠の詳細、所有権の詳細などを精査する。公証人の仕事は、以上の一連の作業に限られるものではない。ここで述べたのは、多くなされる作業はこのようなものであるということである。

不動産については、公証人は、地籍台帳を調査し、また、登記所で不動産票の調査を行う。なお、ここで登記所（le service de la publicité foncière）という用語を用いたが、以前は、抵当権保存所（conservations des hypothèque）と呼ばれたところであり、最近名称が登記所に変更された。登記所は、公証人に対して、被相続人が所有していた種々の不動産に関する証書を発行する。そこには、所有権関連情報も記載されている。この登記所の不動産票は、1956年2月1日に開始されたものであるが、現在十分に信頼に値するものになっている。というのも、1956年から現在に至るまで物権変動がない不動産は少ないからである。とはいえ、その間に物権変動がない場合であっても、公証人に手段がないわけではない。1956年前からの不動産について、それほど信頼の置けるものではないが不動産情報が存在するからである。また、依頼者が、被相続人の所有権原証書（売買契約書等などのこと）を所有していない場合には、公証人は、登記所でそのコピーを不動産票を基礎としつつ入手する。

最後に、相続には、消極財産があるのが普通である。それは、支払うべき租税、借入であって弁済前のもの、請求書があって未払いのものなどである。公証人は、ここでも、調査を行い、また、必要書類を要求する。

その上、多くの場合、被相続人は、公的援助・扶助を受けている。それ

は、収入補助の場合、例えば、収入が最低水準以下の場合の補助的給付の場合もあり、また社会保障給付の場合もある。老人ホームの入居費用補助、障害者の在宅支援補助の場合もある。そうした給付の一部または全部は、返還義務の対象となることがあるので、この点を確認する必要がある。

まとめていえば、ここで行われるのは、まさに会計検査とよぶべきものであって、しかも、常に検証を伴う。以上の作業は、様々の証書作成や税務署への申告書類作成、とりわけ（税務のための）相続申告書の作成に有益である。

遺言の寄託

被相続人は、遺言を残していることがある。

もし遺言が公証人証書遺言（公正証書遺言）の形式によるものであれば、〔前述のようにセンターを通じて〕公証人は非常に早い段階からそれを知ることができる。

もしそれが自筆遺言証書であれば、〔センターに登録されている場合もあり、そうでない場合には発見されなければならないが〕それは、公証人に引き渡されなければならない⁶⁾。その場合、公証人は、自筆遺言開封調書を作成し、遺言の状況や寄託状況を明示する。遺言と開封調書は、公証人原本に記載される。これに続いて、公証人は、遺言開封調書の公証コピーと、遺言のコピーとを大審裁判所（相続開始地）に提出する。裁判所は、受領証書を出す。

遺言が公正証書遺言である場合には、特別の手続がなくとも執行しうる。

これに対して、自筆遺言の場合には、二つのケースがありうる。ひとつは、遺留分を有する法定相続人が単独でまたは複数存在し、かれらが、遺言による遺贈を実質的に負担する場合である。もうひとつは、そのような者が存在しない場合である。この場合には、相続開始地の大審裁判所で相続財産の占有付与（l'envoi en possession）の手続が行われる。それは、

6) C. civ. Art. 1007.

遺言の受遺者の請求により、大審裁判所所長は、命令を発して、遺言書の占有をみとめ、その執行を可能にする⁷⁾。

なお、注意することがある。21世紀の裁判のための法律案 (projet de loi portant application des mesures relatives à la justice du xxle siècle) が、来月以降議会で審議されることになっているが、手続簡略化を予定していることである。現在裁判所の関与でなされている手続が、情報提供、確認という手続に置き換えられ、公証人によりなされることになる。

財産目録の作成

公証人が財産目録 (inventaire) を作成することがしばしばある。財産目録は、相続財産中の積極財産と消極財産を明らかにし、その評価も記載する。作成は、義務的である場合もあり、また任意の場合もある。

財産目録作成が、義務的であるのは、民法上の保護制度の適用を受けている者 (未成年者、成年の被保護者) の相続の場合と限定承認の場合である⁸⁾。また、少なくとも一人の相続人が作成を要求した場合は、作成が義務的になる。財産目録が作成されるが、民事法的には任意の場合とは、相続税法上目的の場合である。具体的には、動産がみなし課税評価の対象になるが、(動産の価値がみなし財産評価未満のため) これを避けて財産の詳細を明らかにしたいという場合である⁹⁾。

財産目的作成のためには、公証人は事務所から離れて、被相続人が主たるまたは従たる住所としていた地への出張をすることが必要になる。

財産目録を完成するには、宣誓署名の手続が必要である。これは、相続人たちが、相続において何も奪わず、隠さず、使い込みをしていないことを宣誓するものである。この宣誓は、相続人の民事責任追求上の効果がある。例えば、積極財産を意図的に隠匿して申告した場合には、財産隠匿

7) C. civ. Art. 1008.

8) 承認について後述参照。

9) (税務のための) 相続申告書について後述参照。

(recel) の制裁が与えられる。一方では、この相続人は、完全に相続の承認をしたものとみなされ、他方で、隠匿または使い込みをした財産について隠匿者は何らの権利も有し得ないことになる。隠匿財産について、隠匿者は、相続し得ないのである。公証人は、宣誓署名を求める際に、相続人に対して、意図的に誤った内容の申告をした場合の制裁について説明をするが¹⁰⁾、これは隠匿抑止に効果的である！

民法上の保護制度の下にある者の場合、財産目録が後見判事に届けられる。それは、後見判事が相続承認をする前になされる。後見判事は、相続が相続人にとり有利かを調べるのである。

(相続人資格証拠のための) 公知証書 (acte de notoriété)¹¹⁾

当然のことではあるが、相続処理をなす場合には、相続人及び承継人が誰であるかを定め、更に各人の相続持分を決めなければならない。このための最も重要な証書が(相続人資格証拠のための) 公知証書 (acte de notoriété) である¹²⁾。かつては、小審裁判所の書記がこの書類を作成したが、その権限は削除された¹³⁾。また、市町村長が相続人証書 (certificat d'hérédité) と言われる書類を出すことがあるが、しかし、この制度はほとんど利用されていない。そもそも市町村長の相続人証書は、何らの法的根拠を有さず、また、司法大臣は、それを廃止すべきであると提言した。この制度が使われるのは、相続財産が非常にわずかで銀行口座しかない場合であって、相続人が一人しか居ない場合である¹⁴⁾。こういう場合については、公証人の関与を不要にする手続が最近用意された¹⁵⁾。

10) C. civ. Art. 778.

11) 公知証書の詳細について、JurisClasseur formulaire notarial fasc 10 «NOTORIEETE — règles générales» et fasc 20 «NOTORIEETE — Succession».

12) C. civ. Art. 730-1.

13) Loi 2007-1787 du 20 décembre 2007, art. 9.

14) Rép. Min. n° 216: JO Sénat 20 juillet 2006 p. 1965.

15) Loi n° 2015-177 du 16 février 2015, art. 4. voir Code monétaire et financier art. L 312-1-4.

現在では、(相続人資格証拠のための) 公知証書を作成する権限を有するのは、実際のところ、公証人に限られており、その内容も法律で定められている¹⁶⁾。(相続人資格証拠のための) 公知証書は、死亡証書に言及する必要があり、これに関連する証明文書を指示し、また、最後に、相続による財産移転に影響を及ぼしうる自由処分(遺言、死因贈与)について明らかにする必要がある。(相続人資格証拠のための) 公知証書は、一定の者の署名を伴った承認、すなわち、「被相続人の財産の一部または全部を受け取るべき権利を有する、一人または複数の承継人¹⁷⁾」の署名を伴う。なお、証人の申述を引用することも可能であるが、それは、その申述内容が、相続移転の内容を明らかにするのに有効な場合である。かつては、証人の申述のみを引用し、相続人の申述は引用しなかったが、2001年の相続法改正¹⁸⁾が、この(相続人資格証拠のための) 公知証書の内容を変更し、相続人の申述を記録することとし、関係者の申述は例外的なものになった。最後に、次の点を付加したい。それは、(相続人資格証拠のための) 公知証書の署名の後、公証人は、その存在を被相続人死亡地の市役所に通知し、死亡証書に記入させることである¹⁹⁾。

かくして、公証人は、このもっとも重要な手続の中心に位置する。

相続承認するか否かの選択

相続にあつては、すべての相続人は、選択権を有する。単純承認か、限定承認か、それとも相続放棄かである。

相続が相続人にとって利益がある場合、これが極めて一般的な場合であるが、相続人は、単純承認をする。単純承認は、明示的な場合もあり、黙示的な場合もある²⁰⁾。相続人が単純承認した場合であっても、相続人の知

16) C. civ. Art. 730-1 al. 1.

17) C. civ. Art. 730-1 al. 3.

18) Loi n° 2001-1135 du 3 décembre 2001.

19) Formalité ajoutée par la loi 2007-787 du 20 décembre 2007.

20) この点について C. civ. Art. 782 et suivants.

らない負債、相続人負担となる負債があった場合には、正当な事由があれば、この負債の一部または全部について、相続人は債務免除を請求できる²¹⁾。

相続財産に積極財産が多いかどうか不明確な場合、相続人は、限定承認により、自らを保護する²²⁾。限定承認は、未成年者相続人の場合や成年被保護者の相続人の場合には、自動的に選択される。その代理人は、許可なくしては単純承認することができない。

未成年者相続人の場合や成年被保護者の相続人の場合には、裁判所は、相続が彼らにとって利益になることを確認しなければ、単純承認を許可できないのである。

限定承認は、相続人保護の一つの形態である。というのも、これにより、相続人は、積極財産の範囲でしか消極財産を承継しないのであり、それを超えた部分については、責任を負わない。

その手続は、相当に複雑なものになっている²³⁾。

最後に、相続放棄がある²⁴⁾。これは、相続地の大審裁判所に、申立てなければならぬ。

金融機関口座・ポートフォリオ凍結解除

相続が承認され、相続人への相続財産移転が以上の手続で法律上明確になると、公証人は、金融機関に通知をする。そして、銀行口座凍結解除をする。また、ポートフォリオも凍結解除する。

(登記のための) 公証人確認書 (l'attestation de propriété)

被相続人が、不動産所有権または不動産物権を有する場合には、(登記

21) C. civ. Art. 786.

22) C. civ. Art. 787 et suivants. かつては、財産目録の利益の限りの承認と呼んだ。loi 2006- 728 du 23 juin 2006 が全面的に手続を改めた。

23) 詳しくは、Code procédure civile art. 1334 à 1.338.

24) C. civ. Art. 804 et suivants.

のための) 公証人確認書を作成しなければならない²⁵⁾。

(登記のための) 公証人確認書作成権限は、公証人にのみ属する。というのも、不動産登記では、公証人に独占的権限があるからである²⁶⁾。

(登記のための) 公証人確認書においては、公証人は、相続で移転すべき所有不動産と不動産物権を明示し、その由来を示す。また、新たな所有者となる相続人の権利の範囲、特定をする。この証書の登記は、公証人により、登記所でなされ、不動産票のアップデートとなる²⁷⁾。

相続人は、被相続人の死亡後6ヶ月以内に公証人にこの書類作成を依頼しなければならない。公証人は依頼を受けてから4ヶ月以内にこの公証人確認書を登記しなければならない²⁸⁾。

(税務のための) 相続申告書

狭い意味での相続関係の処理は、公証人が相続人と面会し、不動産物権がある場合には、(登記のための) 公証人確認書 (attestation de propriété) の署名、(税務のための) 相続申告書への署名で終わる。

(税務のための) 相続申告書提出は、全く税務上のものであり、相続財産中の積極財産が5万ユーロを超える場合に必要である(消極財産との差し引きはしない)。

(税務のための) 相続申告書は、税務署に、印刷された申告書類の形式で、相続財産移転の在り方及び相続財産中の積極財産と消極財産の詳細を記述するものである。相続財産の評価もまた税務署の検査に委ねられる。注意すべきことであるが、動産は、みなし評価により、積極財産の5%の価値とされている。このみなし評価を避けたい場合があり、それは、動産が5%未満の場合であるが、相続人は、公証人による正規かつ完全な財産評価を

25) Décret n° 55-22 du 4 janvier 1955 art. 29.

26) C. civ. Art. 710-1.

27) Décret n° 55-22 du 4 janvier 1955 art. 29.

28) Décret n° 55-22 du 4 janvier 1955 art. 33, A.

提出する²⁹⁾。

(税務のための)相続申告書は、最後に、各相続人が受け取る相続財産の純評価を記載し、また、支払うべき相続税の価格を計算する。フランスにおいては、生存配偶者のみが相続税支払を免除されている。他の相続人は、親等の違いに応じて、異なった税率で課税される³⁰⁾。また、控除もあるが、その額も親等によって異なっている。例を挙げると、子供には、10万ユーロの控除があり、それ以上の財産について課税されるが、その額は、5%から45%までになっている。累進カーブは急である。例えば、20%は、15,932ユーロから、30%は552,324ユーロである。

(税務のための)相続申告書提出の期限は、被相続人死亡がフランス本土の場合は6ヶ月、他の場所の場合は1年が原則となっている³¹⁾。

相続税支払は、(税務のための)相続申告書提出と同時にしなければならない。一定の場合には、支払の繰り延べや一部支払の制度があるが、最近の制度変更により、あまり意味のあるものではなくなっている³²⁾。

公証人報酬

公証人報酬は、国によって定められている³³⁾。

(相続人資格証拠のための)公知証書の報酬は、58.50ユーロの固定報酬である。

(登記のための)公証人確認書作成の報酬は、逓減型の比例報酬である。たとえば、3万ユーロを超える評価額以上だと、0.55%である。報酬の基礎となるのは、移転財産の価値である。

29) 財産目録については前述参照。

30) 相続税の詳細については、とりわけ、PATRIMOINE, éd. Francis LEFEBVRE, éd. 2015/2016 n° 30500.

31) 例外については PATRIMOINE op. cit. n° 30912 et 30913.

32) 詳細については、PATRIMOINE op. cit. n° 30970 et suivants.

33) 現在の報酬は、décret n° 78-262 du 8 mars 1978 に基づいている。マクロン法 la loi MACRON du 6 août 2015 に基づく根本的見直しが予定されている。

(税務のための)相続申告書作成の報酬は、通減型の比例報酬である。例えば、3万ユーロを超える場合には、0.44%である。この報酬計算の基礎となるのは、純移転財産の価値である。

以上は、フランスの相続処理の一般的なあり方とそこでの公証人の役割に関する概説である。以上は、詳細を明らかにするものでもないし、当然のことではあるが、個別的なケースがこれと異なる場合もありうる。

ここで扱わなかった問題としては、遺言において起こりうる処分に関する種々の証書がある。また、個人企業や非上場会社の場合の特別な扱いについても論じていない。相続人間の遺産分割の問題にも言及していない。これらは、別の機会ということになる。

追記：以上の翻訳は、コンプレ公証人の執筆を元にするが、その後、直接の面談、メール等で追加的な質問を提示した。

質問：フランスにおいては、相続登記未了問題は、大きな社会問題ではないと理解してよいか？

答え：フランス本土では、相続登記未了は大きな問題ではないが、この問題が著しいのは、コルシカ島である。フランスにおいても、公証人慣行があるからといって、どこでも順調なわけではない。コルシカ島は、②の相続税申告について例外的扱いが法律上されてきたことにより、相続登記未了が多発し、(日本の固定資産税に相当する)土地税の死亡者課税問題も存在する。

質問：フィリップ・シムレー教授の著書『不動産登記・担保』は、相続登記の意義について次のように述べている(Philippe Simler et Philippe Delebecque, *Les suretés et la publicité foncière*, 6e éd., 2012, n° 768)。「相続では……登記の欠缺に対する制裁は、対抗不可能ではない。というのも、そうしたことは、ありえないから(死亡を原因とする所有権移転だから)である。……とはいえ、死亡による所有権移転又は財産分割が登記されていない場合には、相続人の承継人(抵当権者や

(相続人からの)買主は、その権利を登記することができない。必要がある場合には、これらの承継人(抵当権者や買主)は、相続登記をなすことを、信用供与や代金支払の条件として要求する」。このような認識で十分であろうか?なお、かつては、民事罰金(amende civile)の制裁が相続登記欠缺に対して存在したが、1998年以降それが廃止されていることは了解している(Jacques Lafond, Alain Fournier, Neyla Gonzalez-Gharbi et Franck Roussel, Guide de la publicité foncière 2013. A jour de la réforme de la publicité foncière, 2013. «Attestation notariée», n° 686, p.175)。

答え:相続人は、公証人確認書を作成しないからといって、その(相続した権利を)失うわけではない。しかし、(不動産登記上の)権原(titre)を有していない以上、その権利を行使することができない。シムレー教授の以上の指摘は、その意味で全く正確な指摘である。

質問:次の指摘に何か付け加えることがあるか?

ピウドリエーブル教授の『不動産登記』は、相続登記はフランス法では比較的新しい制度であるとして、次のように述べている(Stéphane Piedelièvre et Jacqueline Piedelièvre, La publicité foncière, 2014, n° 142)。「死亡による不動産物権の移転を登記する制度は、比較的最近のものである。というのも、死因移転登記を導入したのは、1935年10月30日法だからである。それまでは、フランス法は、死亡による物権変動について登記をしないままとしていた。」。

答え:ピウドリエーブル教授の指摘は、極めて正確である。死亡を原因とした物権変動の公示は、1935年のデクレ・ロワにより導入されたのであり、比較的最近である。私が付け加えたいのは、1955年の不動産公示制度の大改革である。これが不動産公示制度の中に、不動産票fichier immobilierを導入した。それ以後は、全ての性質の不動産物権変動は、不動産公示の対象としなければならなくなった。

質問：銀行預金の凍結解除に関連して、被相続人にすぐに支払うべき債務が存在する場合に、銀行預金凍結解除と同時に、相続人がその債務を支払い、残額を相続人間で分配するようにしているか？

答え：自分は、そのような処理が可能であれば望ましいと助言を行う。しかし、それは、助言であって、相続人が、債務弁済を別にしてまず銀行預金の凍結解除をしたいというのであれば、その決定は尊重される。

質問：登記と地籍は現在ではフランスでは密接に関連しているというが、遺言作成の際に、例えば不動産について地籍との関係を明確化しているか。例えば、自分の住んでいる不動産の所有権を妻に譲るという程度でよいのか、それとも、地籍番号を明記しているのか？

答え：自筆遺言の場合には、そのような厳格な地籍への言及をしない場合が多いのであり、自分のこの家を妻に譲るという程度で十分である。そして、公証人遺言の場合であっても、同様である。

質問：フランスには、日本のマイナンバー（12桁、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に基づく個人番号）が既に導入されているが、提示を受けた3つの書類のいずれにも記載されていない。これは、そのためには、使わないのか？

答え：フランスの国民番号（numéro d'inscription au répertoire national d'identification des personnes physiques (NIR)）は、15桁の数字からなり、その数字から、男性女性の別（男性は1、女性は2）、生年（1954年生まれを54と記載）、生まれ月（2月生まれを02と記載）、生まれた県（アヴェイロン県は12）、県の中の市町村（市町村番号でロデーズは202）、そして、その市町村での生まれ順（3桁、以上で13桁、残り2桁はコントロール番号）を読み取ることができるものである。しかし、この番号は、相続に重要な3点の書類には使われない。

筆者は、コンプレ公証人から、具体の相続例について作成された①acte de

notoriété(相続人資格証
 拠のための) 公知証書,
 ② déclaration de
 succession (税務のため
 の) 相続申告書, ③
 attestation notariée又は
 attestation de propriété
 (登記のための) 公証人
 確認書の提示を受けた。
 これは, 2013年10月9日
 に被相続人死亡, 相続開
 始があった例(関係者の

表2 フランス公証人による相続処理の例

1923年3月	被相続人(A, 死亡時年金生活者) 誕生
1931年7月	被相続人妻(B, 相続時年金生活者) 誕生
1953年4月	AとBが婚姻(動産・後得財産制)
1954年1月	娘C誕生
1956年7月	AとBが居宅取得
1957年5月	娘D誕生
1963年3月	娘E誕生
1995年3月	被相続人Aが妻Bに対して恵与分死因贈与 契約(コンプレ公証人受理)
2013年10月	被相続人A死亡・相続開始

概要については, 表2参照) について, 権利者等の名称を抹消したものである。
 ここでは概略を紹介する。詳しい内容に興味がある研究者等は, 直接小柳に問
 い合わせすることで書類の閲覧が可能である。

①(相続人資格証拠のための) 公知証書

この書類は, A4で全6頁である。この書類は, (税務のための) 相続申告
 書とは異なり, 政府サイトからの書式ダウンロードではなく, 公証人による新
 規作成の形式である。そこには, 同書類が, 相続人B, C, D, Eの依頼を受
 けてコンプレ公証人が作成した記載の後に, 次の記載がある。

1) 被相続人に関する記載

被相続人の特定及び死因贈与の有無, 具体的には, 被相続人Aの生年月日等
 の身分関係の詳細, これを支える証拠, 死因贈与・遺言について, 1995年3月
 コンプレ公証人受理のものに記載。

2) 相続人に関する記載

相続人の特定及び相続人以外に対する遺言等は知らない旨の言明, 更に単純
 承認の言明。具体的には, 相続人である, B, C, D, Eの生年月日等の身分
 関係の詳細, これを支える証拠, 死因贈与・遺言について, 1995年3月コン
 プレ公証人受理のもの以外には知らない旨の言明, 公証人センターには記録がな

い旨の記載。子C, D, Eはいずれも単純承認を選択したこと、生存配偶者Bも単純承認を選択し、また、民法典1094-1条の規定に従い、相続財産全部についての用益権（usufruit）を選択したこと等の記載。

3) 被相続人死亡等の関係書類

市役所発行の死亡届写し等。

4) 公証人からの情報伝達

本（相続資格証拠のための）公知証書が相続人資格証拠のためであること、公知証書作成に際して、虚偽等の申告をした場合には、民法典750-3条により、隠匿（recel）等の制裁があることを伝えられたこと、（税務のための）相続申告書の提出義務を相続人が負うことについて、公証人から情報提供を得たこと、不動産について相続登記義務を負うことについても公証人から情報提供を受けたことの記載。

②（税務のための）相続申告書（全11頁）

この書類は、政府サイトからの書式ダウンロードを元にしながら、そこに記載を加えていくものである（A4で全11頁）。同書類が、相続人B, C, D, Eの依頼を受けてコンプレ公証人が作成した記載の後に、次の記載がある。

1) 被相続人、相続人及び相続分に関する記載

この内容は、基本的に①と同様のものである。公証人は、①作成の書類の情報をコピーして使うことができる。

2) 相続財産に関する記載

基本的な考え方は、夫婦共通財産について、名義を問わず合算し、その半分は生存配偶者に当然帰属するものとし（相続ではなく、夫婦財産制の死因解消）、残り半分が相続の対象になり、相続人（妻・子等）に帰属させる（相続及び相続税の対象）。なお、被相続人の特有財産（被相続人が相続で得た財産等）があればそれは別に相続財産となるが、本件ではそれについての記載はない。

表3 夫婦共通財産（持分2分の1ずつの共有財産）の内容

		評価額（ユーロ）	備考
積極財産	フランス共済機構（La France Mutualiste）の未払給付金	51.03	
	自動車プジョー（形式206） ミディ・ピレネー信用金庫中の預金等	6,000.00 （約80万円と評価） 142,461.06 内訳（預金） 99,861.95 (投信) 42,599.11	2009年に妻名義で登録 被相続人名義3口座（計38,553.60）、妻名義6口座（計61,308.35）で計9口座 妻名義1
	BNP-Pariba銀行中の銀行預金	27,375.89	夫婦共同名義
	不動産（居宅）	110,000.00	共通財産（婚姻中の有償取得）
		計285,887.98	
消極財産	未払不動産税107 未払不動産居住税115	(マイナス) 222.00	
差し引き		285,665.98	1ユーロ135円で計算すると約3,800万円である。その2分の1は、夫婦財産制解消により妻単独所有に移行する。よって夫所有であった2分の1である約14万8,000ユーロ（約1,900万円）が相続財産になる

3) 相続税納税義務について

各相続人の取得する財産に即して相続税納税義務があるかについて記載され

表4 相続税の計算

各相続人の取得額		備考 (全員について納税義務なし)
B (生存配偶者)	29,696ユーロ	148,480ユーロ×用益権価格20%★ = 29,696ユーロ 不動産の権利は、①夫婦財産制の死因解消による2分の1の所有権と②残る2分の1についての用益権
C (長女)	39,595ユーロ	用益権価格を差し引いた148,480×80%×1/3 = 39,595ユーロ (不動産の権利は、6分の1の虚有権)
D (次女)	39,595ユーロ	同上
E (三女)	39,595ユーロ	同上

★用益権割合は、日本で言えば借地権割合に相当するが、用益権取得時の年齢で所有権に対する評価割合が異なり、本件では、取得者(生存配偶者)が81歳以上90歳以下のため、所有権評価額の20%になる。これは、用益権が用益権者の死亡により消滅するためである。

る。本事案では、いずれの相続人も相続税納税義務はなかった。なお、この結果、課税当局は、個人財産について詳細な情報を得たことになる。

③ (登記のための) 公証人確認書 (全6頁)

(相続人資格証拠のための) 公知証書は、A4で全6頁である。この書類は、(税務のための) 相続申告書とは異なり、政府サイトからの書式ダウンロードではなく、新規作成の形式である。そこには、同書類が、相続人B、C、D、Eの依頼を受けてコンプレ公証人が作成した記載の後に、次の記載がある。

1) 被相続人、相続人及び相続分についての記載

ここでも、①の(相続資格のための) 公知証書と同様の記載が多い。

2) 相続不動産についての記載

所在、地籍との関係、被相続人が購入した時の登記書類への言及及び担当公証人の記載、その際の売主についての記載及びその前主についての記載等詳細であるが、購入価格は記載されていない。

3) 登記についての記載

登記については、Bが居宅について2分の1の所有権、残り2分の1の用益

権を有すること、C、D、Eがそれぞれ6分の1の虚有権を有することを記載している。

追記：本稿には、JSPS科研費基盤A26245011（分担者）、JSPS科研費基盤C15K03089（分担書）、2014・2015年度獨協大学国際共同研究助成（代表者、分担者）を得た。